

盛岡広域振興局長告示第27号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成24年3月9日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

1 訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370100679	盛岡市	盛岡市指定訪問介護事業所	盛岡市愛宕町6番7号	平成24年3月31日
0372200584	医療法人直嶋医院	指定訪問介護事業所・なおしま	紫波郡紫波町上平沢字川崎84番地1	〃

2 訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370100257	社会福祉法人岩手和敬会	山岸和敬荘	盛岡市下米内二丁目4番13号	平成24年3月31日

3 通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372200311	医療法人直嶋医院	デイサービス・なおしま	紫波郡紫波町上平沢字川崎82番地2	平成24年3月31日

4 短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370100257	社会福祉法人岩手和敬会	山岸和敬荘	盛岡市下米内二丁目4番13号	平成24年3月31日